

別表1 輸血に関する説明と同意書

私は、患者()の治療に伴う輸血の実施について、次の通り説明いたしました。

年 月 日 診療所 医師氏名 印

輸血を必要とする理由: 出血 造血障害 凝固因子の補充 その他()

輸血の種類と予定使用量

	赤血球液	新鮮凍結血漿	濃厚血小板
単位数・本数			

輸血を行わない場合の危険性

- ・出血および強い貧血の場合、血圧が低下して生命に危険を及ぼすことがあります。また、強い貧血の場合は各臓器に酸素が行きわたらないために臓器障害を起こします。
- ・血小板が減少したり、血液凝固因子が不足した場合は、重篤な出血を生じることがあります。

輸血を受けた場合の副作用および危険性

- ・輸血の安全性は以前より高まっておりますが、輸血による感染症(細菌、梅毒、肝炎ウイルス、HIVウイルス、未知の微生物など)に回避できないものがあります。

頻度:輸血後肝炎(1/40万~1/50万)、HIV感染(1/100万以下)、細菌感染症(1/10万以下)

- ・免疫副作用(溶血反応、発疹、発熱、じんましん、悪寒)などの過敏症状を引き起こすことがあります。

頻度:溶血反応(軽症 1/1000、重症 1/10万)

アレルギー・じんましん・発熱(軽症 1/10~1/100、重症 1/1万)

輸血関連急性肺障害(1/5000~1/1万、正確な頻度は不明)

- ・副作用による死亡:詳細な頻度は不明
- ・輸血の詳細は、日本赤十字社のホームページをご覧ください。
<http://www.jrc.or.jp/mr/transfusion/index.html>
- ・移植片対宿主病を防止するために、赤血球液や濃厚血小板は照射血を使用いたします。

輸血を行わない治療法の有無

輸血に代わる治療法がある場合には優先してそれらの治療法を行います。しかし、輸血を行わないと生命や健康に危険を及ぼす場合は輸血を行います。

特殊な輸血

- ・自己血輸血:輸血には、献血による他人血輸血(日赤血)と自分の血液を用いる自己血輸血があります。自己血は、輸血するまでの期間(日数)が十分ある場合に適応となり、事前に貯血しておく必要があります。また、自己血でも不足する場合には、他人血も使用します。
- ・緊急時の輸血:生命の危険を回避するために輸血を行うことがあります。この場合には、事後に説明し、同意を得る場合があります。

輸血後の健康管理と副作用の検査

- ・輸血後の健康管理と副作用の有無を調べるために、輸血2~3か月前後に感染症検査(肝炎ウイルス、HIVウイルスなど)を受けてください。また、輸血前の採血検体の一部を保存し、副作用発生時には検査することがあります。
- ・輸血実施などの記録は 20 年間保管されます。肝炎、HIV感染などに関する遡及調査時や副作用発生時には、厚生労働省、日本赤十字社にその情報を提供することがあります。その際には、個人が特定されないようにいたします。
- ・輸血が原因である感染症による健康被害が発生したときには、生物由来製品感染等被害救済制度を申請することができます。給付の条件は、輸血に細菌、ウイルスが混入したことによる感染が証明され、しかも入院が必要な被害や、重篤な後遺症、死亡のような重い副作用に至った場合です。

同意撤回の自由

あなたはいつでも自由に輸血同意を撤回することができます。撤回後も最善の治療を行います。

診療所 殿

- 私は、輸血の必要性、副作用の可能性、自己血輸血の可能性について説明を受け十分理解いたしました。治療に必要と考えますので、輸血することに同意いたします。
- 緊急時の輸血に関して、事後に十分な説明を受け理解しましたので、そのことに同意いたします。

年 月 日 患者氏名(署名)
代理人(署名)
(続柄)